

保存版

契約の
トラブル

悪質商法
による被害

消費生活における
不安や苦情



こんな困った!はすぐ相談

高山市消費生活センター

☎0577-35-2030

高山市役所 協働推進課内 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝・年末年始を除く)

☎消費者ホットライン 局番なし **188** (上記受付時間は高山消費生活センターへつながります。)

「おためし」「無料」
のはずが毎月
送られてくる



身に覚えのない
サイトの閲覧料金
などを請求された

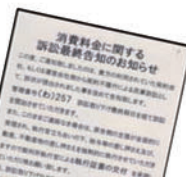


架空請求の手口の流れ (よくある例)

突然通知

メール

ハガキ



様々な名目で送りつける

メールやハガキに書かれた電話番号にかけないで!

覚えのない請求がきたら **188**

≪ 電話すると ≫

支払要求

第三者の電話番号に誘導



着手金

示談金

供託金



「急がないと裁判になりますよ」

「後日返金されますよ」

「弁護士に問い合わせてください
番号は 03-XXXX-XXXX」

おかしいと思ったら **188**

≪ 承諾すると ≫

支払指示

プリペイドカード

¥50000

Q1234-5678-9

「コンビニでカードを買って番号を教えてください」



コンビニ端末

「端末から出てくる支払用紙を持ってレジで支払ってください」

支払う前に **188**

≪ 一度支払ってしまうと ≫

さらなる支払要求

弁護士・裁判の相手と名のる者から、次々と電話がかかってきて、さらなる支払を要求されます。



「他にも未払がありました」

「和解できない! ふざけるな」
「自宅に行くぞ! 家族に迷惑がかかるぞ」



被害高額化

架空請求の手口は様々です!

もう一度支払う前に **188**

消費者ホットライン

局番なし

188

架空請求以外でも、消費生活で

お困りのことがあれば、ご相談ください!

それ、詐欺かもしれません！

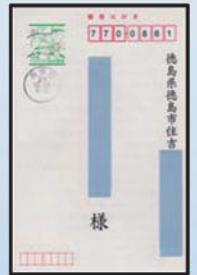
メール

ショートメッセージサービス (SMS) による
架空請求



ハガキ

による
架空請求



詐欺！

詐欺！

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)257 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面でのご連絡となりますので、保護のため、ご本人様からご連絡

※取り下げ最終期日 平成29年12月22日

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関
取り下げ等のお問合せ窓口 03-
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

(例) 法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
民間訴訟告知センター
国民訴訟お客様センター
全国紛争相談センター など
※いずれも国の組織として存在しないものです。

実在の事業者をかたる場合があります。

メールやハガキに記載の電話番号に

連絡をする前に！

支払をする前に！

(例) アマゾン
ヤフーサポートセンター
DMM 相談窓口 など
※実在する企業とは無関係です。

まずは♡消費者ホットライン

局番なし 188 で確認しよう！



消費者ホットライン 188
イメージキャラクター「イヤナン」

最寄りの消費生活センター等につながり、専門の消費生活相談員が助言します。



消費者トラブルにあわないための心得

必要なければ
はっきり断る
「いりません！」
「必要ありません」



うまい話はまず**疑う**
「必ずもうかる」
はありえない！
「今だけ」「あなただけ」
は危ない！



簡単に財産や
家族構成を
教え**ない**



書面をよく**読まず**に
署名や捺印を
し**ない**



一人で悩まず公的機関に相談する!






- ・訪問販売や電話勧誘販売で契約してしまったけど解約したい
- ・困ったとき、おかしいなと思ったとき

消費者ホットライン  **188**

い や や

- ナビダイヤルでお住まいの近くにある相談窓口へつながります
- 年末年始を除き原則毎日ご利用いただけます
(夜間など受付時間外の場合は、ガイダンスにより受付時間や電話番号をご案内します)

高山市消費生活センター (高山市役所内)
岐阜県 飛騨県事務所 消費生活相談窓口
岐阜県 県民生活相談センター

 **0577-35-2030**
 **0577-33-1111** (内線 430)
 **058-277-1003**

- ・お金を支払ってしまったなど、被害にあってしまったとき

警察相談専用電話  **#9110**

高山警察署  **0577-32-0110**

- ・弁護士に相談、依頼をしたい方は
岐阜県弁護士会

 **058-265-0020**

- ・法的トラブルでお困りの方は
法テラス (日本司法支援センター)

 **0570-078374**

●積極的な情報収集をしましょう

携帯電話からの登録は右のQRコードからどうぞ >>>

高山市メール配信サービス (配信項目「安全安心」) <https://service.sugumail.com/takayama/>



※利用料や登録料は無料ですが、通信費 (ポケット通信料) は登録者の負担となります。

※メール配信が繋がらないなどの問合せ先はコチラ▶ [すぐメールヘルプデスク](https://www.sugumail.com/takayama/)  **0120-670-970** (平日9:00~18:00)